

北陸ろうきんを安心してご利用いただくために

内部統制について

金庫の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備

当金庫は、労働金庫法第38条第5項第5号及び労働金庫法施行規則第19条に基づき、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備について、2007年3月の理事会において、その基本方針を決議し、体制の整備を図ってまいりました。

その後、労働金庫法及び労働金庫法施行規則の改正（2015年5月1日施行）を受け、金庫及びその子会社から成る集団の業務の適正を確保するための体制、その他の体制の整備を2016年2月の理事会において決議しました。

当金庫は、内部統制システムの整備・運用状況を継続的に評価し、必要な改善措置を講じるとともに、当基本方針についても環境変化等に対応して見直しを行い、内部統制システムの一層の実効性の向上に努めてまいります。

内部統制システムの整備に関する基本方針

1. 理事および職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当金庫は、金庫の社会的責任と公共的使命の自覚のもと、法令等遵守（コンプライアンス）を経営の最重要課題として位置付け、コンプライアンス基本方針およびコンプライアンス態勢にかかる規程類を定め、法令及び定款並びに社会規範を遵守する態勢を構築する。
- (2) 当金庫は、「ろうきんの理念」および「倫理綱領」の精神に則り、役職員が遵守すべき行動指針について「役職員倫理規程」を定め、これを役職員に周知する。
- (3) 当金庫は、コンプライアンス基本方針に則り、コンプライアンス・プログラムを事業年度ごとに決定し、コンプライアンス態勢の充実を図る。
- (4) 当金庫は、理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス全般に関する事項について法令及び定款に適合するか、審議と決定を行う。
- (5) 当金庫は、「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、反社会的勢力との取引をはじめ一切の関係を遮断し排除するとともに、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築し、断固たる態度で対応する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事に係る会議について（各々）事務局を定め、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、保存・管理する。
理事を決議者とする議決事項は、文書等に記録し保存する。
- (2) 理事及び監事は、常時これらの文書等を閲覧できる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当金庫は、リスク管理方針に基づき、取るべきリスクと回避・極小化するリスクを的確に見極め、リスクに見合った適切なリターンを確保・維持し、「経営の健全性の確保」「適正収益の安定的計上」を図る自己管理型のリスク管理を行う。
- (2) 当金庫は、リスク管理規程等に基づき、信用・市場等のカテゴリー毎のリスクを計測・評価して、総体的に捉える統合的リスク管理を行う。
- (3) 当金庫は、経営管理（ガバナンス）体制の強化の一環として、事業年度ごとに内部監査計画を決定し、監査部は監査を実施し、その結果を理事会に報告する。
- (4) 当金庫は、緊急事態が発生した場合は、危機管理規程に基づき、危機管理対策本部を速やかに設置し、緊急事態における業務機能の維持継続及び速やかな復旧を図る。
また、金庫は定期的に防災、危機管理に関する教育・訓練を実施し、役職員の防災意識、危機管理対応力の向上に努める。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 理事会は、理事等の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、理事会規程等の経営に関する基本規程類を定め、これらの規程類等に従い、意思決定を円滑に進める体制を確保する。
- (2) 理事会は、職務執行の効率性確保のために、理事会規程に従い、代表理事に権限を委嘱し業務執行を行わせる。代表理事は、業務組織規程・職務権限規則により、本部各部門の業務分掌及び職務権限並びに責任範囲を明確にする。

5. 当金庫及びその子会社から成る集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当金庫は、子会社におけるコンプライアンス、リスク管理、当金庫への報告、職務執行の効率性など業務の適正を確保するため、総務人事務部を統括部署とするとともに「子会社管理規則」を定める。
- (2) 当金庫は、当金庫が策定した「倫理綱領」等を子会社の役職員に周知する。
- (3) 当金庫の監査部は、子会社の監査を定期的に実施し、業務の適正を確保する。

6. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- (1) 監事監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に遂行するため、監事の職務遂行を補助する体制を確保する。
- (2) 当金庫は、監事会事務局を設置し、理事長は、監事と協議の上必要な人員を配置する。

7. 前号の職員の理事からの独立性に関する事項

監事会事務局に配置された職員は、監事の職務を補助し、監事より業務上の必要な命令を受け、その命令に関して理事や部署長などの指揮命令を受けない。

8. 監事の第6号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監事会事務局に配置された職員の人事異動等は、監事の同意を得るものとする。

9. 当金庫の監事への報告に関する体制

- (1) 当金庫の理事及び職員が当金庫の監事に報告をするための体制
 - ① 理事会・経営会議等の決定事項を速やかに監事へ報告する体制を確保する。
 - ② 当金庫に重大な影響を及ぼす事項が判明したときは、これを直ちに監事へ報告する体制を確保する。
 - ③ スピーク・アップ制度やコンプライアンス・ホットラインによる通報や報告に対する監事へ報告する体制を確保する。
 - ④ 監事が、全ての会議・委員会等へ出席できる体制を確保する。
- (2) 当金庫の子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者に相当する職員またはこれらの者から報告を受けた者が当金庫の監事に報告するための体制
 - ① 当金庫は、子会社の管理および重要事項を子会社の役職員が監事へ報告する体制を確保する。
 - ② 当金庫は、子会社に重大な影響を及ぼす事項が判明したとき、子会社の役職員がこれを直ちに監事へ報告する体制を確保する。
 - ③ 当金庫の監事は、当金庫および子会社の役職員に対し、その職務において必要な事項の報告を求めることができるものとし、その要請を受けた者は、当該監事に対して速やかに適切な報告を行う体制を確保する。

10. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当金庫は、当該報告を理由として不利益な取り扱いを受けることを禁止する。
- (2) 当金庫は、当該報告を行った者の氏名は非公開とする。また、当該報告を匿名で行うことも可能とする。

11. 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関わる方針に関する事項

当金庫は、監事が職務の執行上必要と認める費用の前払いや償還にかかる費用を請求したときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

12. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当金庫は、監事が必要に応じて、監査法人・顧問弁護士等と協議する機会を確保する。

内部統制システムの運用状況の概要

当金庫は、社会的責任と公共的使命の自覚のもと、法令等遵守（コンプライアンス）を経営の最重要課題として位置付け、法令等遵守項目について職場内研修の必須項目として周知徹底しています。なお、2024年度は内部統制システムについて、以下のとおり整備を図りました。

当金庫の「お客様本位の業務運営に関する取り組み方針」において、「本方針に係る取り組み状況は、ディスクロージャー誌、ホームページに掲載し公表します。」と掲げており、取り組み状況を確認するための成果指標(KPI)として、投資信託ラインアップやファイナンシャル・プランナー(FP)等の資格取得状況、お客様への情報提供の状況等を設定し、定期的に更新・公表しました。

能登半島地震・豪雨災害への対応について、危機管理対策本部会議を継続的に開催し、災害救助法適用時マニュアルに基づき、金融上の措置を講じると共に、通帳再発行手数料や生活再建のための住宅ローン手数料、返済条件変更手数料等の免除措置を実施しました。支援策としては、2024年1月からの累計で「災害救援ローン」304件、「延滞損害金返金」25件、「返済猶予」79件、「自然災害ガイドライン受付」35件の実績となりました。また、復興応援定期預金「結」の取り組みによる義援金を北陸3県へ総額900万円寄付した他、被害が甚大であった珠洲市・輪島市・七尾市・あわら市・氷見市・高岡市へ支援金総額600万円を寄付しました。

当金庫に与える影響が大きいと判断した「ランサムウェア被害」、「不正サイト等被害」の対応については、適宜、危機管理対策本部会議を開催し、被害状況の共有化や被害防止に向けたお客様への周知等、迅速な対応を行ってきました。

マネロンガイドラインで求められた態勢整備を完了し、整備された態勢の実効性をより一層向上させる段階と位置付け、「2024年度AMLプログラム」を策定しました。「2024年度AMLプログラム」に基づき、役職員へのマネロン対策の浸透を図るため階層別研修、役員研修、コンプライアンス担当者研修等職責に応じた研修を実施しました。また、外部の監査法人によるマネロン態勢整備に係る運用状況モニタリングの検証報告を受け、検証結果を反映した態勢整備の改善を図りました。

継続的顧客情報の更新に係り、リスク管理区分が高リスクの顧客に対して2025年2月に案内文書を送付しました。

リスク管理の態勢

基本方針

当金庫では、リスク管理を重点課題の一つと位置づけ、経営の健全性を確保するため、理事会において制定された「リスク管理方針」により、各種リスク管理の規程や体制を整備し、適切な方法でリスク管理を実施しています。

管理態勢

当金庫のリスク管理態勢は、リスク管理方針に基づきリスク管理規程を始めとして諸規程を整備するとともに、各種リスクの統括管理部署としてリスク管理部を設置しています。

信用リスク及び市場リスク管理に関しては、リスク管理部が関係部署からの報告内容等の分析・点検結果をALM委員会に報告しています。ALM委員会では、リスクの現状について検証し、対応策や資金の運用・調達、金利政策に関する基本方針等の協議を行います。一方、オペレーショナル・リスク管理に関しては、オペレーショナル・リスク管理委員会にて、リスクの現状について検証し、対応策等の協議を行います。オペレーショナル・リスクの一つである事務リスク管理に関しては事務管理部にて、事務事故の原因分析及び対応策等の協議を行います。なお、各委員会には経営陣が参画し、経営陣自らリスク管理態勢等の整備・確立に努めています。また、各委員会で審議したリスク管理に関する重要事項について理事会に報告し、各種リスクの認識とリスク管理運営のための基本方針等を決定しています。

リスク管理の取り組み

当金庫では、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で質的又は量的に評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力（自己資本）と対照することによって管理する「統合的リスク管理」を行っています。

具体的には、信用リスク、市場リスク及びオペレーショナル・リスクについて、各リスクの特性に応じた手法を用いてリスク量を計測・把握し、全体のリスク量が自己資本の範囲内に収まるように管理しています。また、各リスクに自己資本を割り当てることにより、全体のリスク量だけでなく、個別のリスク量についても管理しています。

管理状況については定期的にALM委員会で検証し、自己資本に対して過大なリスクをとることがないように努めています。

また、金融市場の急激な変化や不確実性に対応するため、一定のシナリオのもとで損失がどの程度想定されるか、定期的にストレステストを実施し、分析・検証を行っています。

個別リスクへの対応

▶信用リスク

与信先（貸出先等）や有価証券（債券等）の発行者、デリバティブ取引の相手方の信用状態の悪化による債務不履行リスク（貸出金や有価証券などの元本、利息が回収不能となるリスク）が、「信用リスク」です。

当金庫では、以下のとおり管理しています。

- 貸し出しや保証等の一般的な与信取引に係る信用リスク対策として、個別審査体制の強化、金庫全体のリスク管理体制の強化に努めています。
- ①個別貸出案件の審査体制については、営業推進部門から独立した審査の専門部署（本部は業務統括部、営業店は融資部門）を設置しています。審査の専門部署では、迅速かつ適切な審査が実施されるよう、審査スタッフの育成に努めています。また、営業店の決裁権限を越える案件については、業務統括部が審査を行うなど厳正な対応に努めています。
- ②金庫全体の信用リスク管理として、定期的に貸出金及び債務保証見返債権等の自己査定を行い、資産の毀損状況の把握に努めています。また、その結果に基づき、償却・引当を適確に行い、資産の健全化を図っています。

■有価証券等、信用リスクを有するその他の資産についても、取得にあたっては、金庫で定める資金運用規程等に則り、信用格付機関が発表する格付等を参考に、信用リスクの回避に努めています。また、定期的な自己査定を行い、取得後の事情変化についても追跡管理しています。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

▶市場リスク

金利、有価証券の価格、為替レート等の変動により、保有資産（オフバランス資産含む）の価値が減少することにより、金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、金融資産・負債の市場リスク量をVaR（バリュー・アット・リスク）等により定期的に計測し、市場リスクに割り当てられた自己資本の範囲内に収まっているかどうかを、ALM委員会にて確認しています。

なお、「金利リスク」、「価格変動リスク」、及び「為替リスク」について、以下のとおり管理しています。

■金利リスク

金融資産・負債は一定の観測期間から金利変動幅を算出して現在価値の変動額を把握しています。

また、運用、調達の資金別に金利更改日までの残存期間のデータを把握し、金利変動シナリオに基づいて定期的にシミュレーションを行うことにより、金利変動による収支損益の変動額を把握しています。

■価格変動リスク

市場の急激な変動に対して迅速に対応できるよう、有価証券の時価評価及びVaRを日次で計測しています。

また、株式及び上場投資信託については、価格変動に伴う損益額を算出し、価格の変動に対応した管理を行っています。

■為替リスク

外貨建資産・負債の為替損益を日次で把握するとともに、為替変動に伴う損益額を算出し、為替の変動に対応した管理を行っています。

▶流動性リスク

予期しない金庫資金の流出などで必要な資金が確保できなくなる場合や、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる場合に損失を被る「資金繰りリスク」と、市場での流通が不十分であるために、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることで損失を被る「市場流動性リスク」が「流動性リスク」です。

金庫業務全般において、様々な資金フローが発生しますが、当金庫では、こうした流動性リスクについて、財務部において一元的に管理するとともに、ALM委員会にて管理状況を確認しています。

▶オペレーショナル・リスク

業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により損失を被るリスクが「オペレーショナル・リスク」です。

当金庫では、以下のとおり管理するとともに、オペレーショナル・リスク管理委員会にて、適時・適切に監視、制御しています。

■事務リスク

金融機関では様々な業務を展開するなかで、現金、手形、証書などの重要物を取り扱っています。日常的にこれらに接する金庫の役職員が正確な事務を怠る、あるいは、役職員の過失や不正等に起因して不適切な事務処理を行うことにより金融機関が損失を被るリスクが「事務リスク」です。

当金庫では、事務処理手順、事務処理権限、事務管理方法などの整備に加えて、事務が正確にあるいはタイムリーに行われているかのチェック機能を強化しています。具体的には、監査部による内部監査と各部署による定期的な自主検査を実施しています。また、研修を通じて職員の事務処理の習熟に努めるとともに、オンライン・システムのチェック機能を活用するなど、事務の誤処理の発生防止に努めています。

■システムリスク

金融機関では、様々なコンピュータ・システムを活用して多様な事務処理やリスク管理を行っています。このコンピュータ・システムが停止・誤作動するなどのシステムの不備等やコンピュータの不正使用により金融機関が損失を被るリスクが「システムリスク」です。

①当金庫のオンライン・システムの運用・管理は、全国の労働金庫が業務委託する労働金庫連合会の総合事務センターにて行われています。同センターは、付近に活断層がないなど良質な地盤を立地として選定し、電算棟は最大加速度1,470ガルでも倒壊しないレベルの設計になっているほか、オンライン機器を収容するフロアでは、フロア構造に二次元免震床を採用し、免震床全体が地震による揺れを吸収する構造となっています。

電源設備についても、ループ受電により常時2回線を受電しているため、一方の回線が断線した際も他方からの受電を継続できる仕組みとしており、それに加えて停電への備えとしてUPS（無停電電源装置）及び自家発電装置を保有しています。

万一、同センターが大規模災害等により機能停止した場合であっても、金融業務を継続できるようバックアップセンターを構築しています。

また、重要なデータ・ファイルの破損、障害への対策として、データ・ファイルを二重化するとともに、バックアップを取得し、重要システムに必要なソフトウェア及び重要なデータの隔地保管を行う等、データの安全確保に努めています。

高度化・巧妙化しているサイバー攻撃に対しても、攻撃発生に備えた対策の維持向上を図るとともに、被害の防止・低減と迅速な対応を行うためのCSIRT（Computer Security Incident Response Team）態勢を、ろうきん業態全体で構築しています。

②当金庫においては、前述のオンライン・システムとは別に、内部情報の共有化、処理効率化のために金庫独自のネットワークが稼働しています。

システムの主要機器であるサーバー機の運用・管理については、外部のデータセンターに業務委託しています。同データセンターについては、オンライン・システムと同レベルの対策をとっています。

セキュリティに関しては、複合的なセキュリティ対策を実施しているほか、サイバー攻撃等によるインシデント発生時には、当金庫のP-SIRT（Private Security Incident Response Team）と連携が取れる態勢を構築しています。

④ 法務リスク

法令等に違反する行為、各種契約に関わる法的不備等により損失を被るリスクが「法務リスク」です。

当金庫では、遵守すべき法令等をコンプライアンス・マニュアルに定め、研修等を通じて役職員への周知徹底に努めています。また、新規業務の開始時や各種契約の締結時には、担当部署によるリーガルチェックを実施するとともに、必要に応じて顧問弁護士等の外部の専門家に相談を行っています。

④ 人的リスク

人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）及び差別的行為（セクシャルハラスメント等）により損失を被るリスクが「人的リスク」です。

当金庫では、雇用形態等に応じた人事管理の適切な実施及び役割資格等級制度を基本とした職員の働きがいを高める人事運営に努めています。また、全職員が人権を尊重した行動がとれるよう全職場で研修を行うとともに、セクシャルハラスメント等を防止する取り組みとして相談窓口の常設やポスターの掲示を行っています。

④ 有形資産リスク

災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害などにより損失を被るリスクが「有形資産リスク」です。

当金庫では、管理すべき動産・不動産の所在と現状を定期的に把握し、各資産の脆弱性を踏まえた防災・防犯対策に取り組んでいます。

④ 風評リスク

ろうきんに対する評判の悪化や風説の流布等により信用が低下し、損失を被るリスクが「風評リスク」です。

当金庫では、風評リスクの発生が懸念される場合、リスクの規模・性質に応じて適切に対応することにより未然防止に努めています。また、万一発生した場合に備えて本部及び営業店の対応方法を定めたマニュアルを整備するなど、風評リスク顕在化の影響を最小限に抑えるよう努めています。

危機管理体制

当金庫では、自然災害、コンピュータシステムの障害や新型コロナウイルス感染症等の危機発生時に対する基本的な方針として「危機管理規程」を制定しています。

危機発生時には対策本部を設置し、具体的な対応手順を定めた要領、マニュアル等に基づき迅速に対応できる体制を整備しています。さらに、大規模な災害等の事態においても早期の復旧に努めるとともに、必要最低限の業務を継続できるよう「BCP（業務継続計画）」並びに、大規模なシステム障害に備えて「緊急時営業店業務継続マニュアル」等を定めています。

また当金庫では、定期的に防災・危機管理に関する教育・訓練を実施し、役職員の防災意識、危機管理対応力の向上に努めています。

コンプライアンスの態勢

基本方針

当金庫は、福祉金融機関として勤労者福祉の向上、労働運動の発展に貢献するという社会的責任と公共的使命を今後とも果たし、長年築上げてきた会員・利用者からの信頼を確保していくために、役職員が確固たる使命感と倫理観を持って行動し、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題の一つとしています。

① 金庫経営者の遵法精神の自覚と責任

金庫経営者は、自らが企業倫理の確立と法令等遵守に向けて率先垂範して取り組み、経営上の意思決定等にあたっては遵法精神に則り、健全な事業運営に努めています。

② 遵法精神の組織への浸透

法令等遵守の金庫経営者の自覚と決意を、あらゆる機会を捉え、役職員の一人ひとりに浸透させ、法令等遵守の組織風土を築いていきます。

③ コーポレート・ガバナンス（企業統治）の充実

金庫もコーポレート・ガバナンス（企業統治）を更に充実し、監事が経営陣に対し適時適切に意見を言う体制づくりを今後とも継続していきます。

④ 法令に準拠した規程等の整備と正確な業務処理

法令に準拠した内部規程等を整備するとともに、事務管理体制、人事・教育体制等の整備や内部監査体制の強化を図り、正確な業務処理により会員・利用者の信頼に応えます。

④ 反社会的勢力への対応

暴力団をはじめとした反社会的勢力に対しては、金庫経営者自らが毅然とした態度をとり、組織的に断固としてこれに対決するとともに、警察等関係機関との連携強化を進めます。

法令等遵守の体制

当金庫では、以下の体制によって法令等遵守の徹底に努めています。

① コンプライアンスの体制

理事長自らがコンプライアンス統括責任者となり、法令等遵守態勢の推進及び実効性確保のためにコンプライアンス委員会を設置しており、リスク管理部を事務局として、当金庫のコンプライアンス全般の状況把握を行い、法令等遵守態勢の構築及び実効性の確保に努めるとともに理事会へ報告する体制を構築しています。また、全部署にコンプライアンス担当者を配置し、コンプライアンス重視の組織風土の醸成に努めるとともに、弁護士等外部専門家及び警察等関係機関との連携強化にも努めています。

② 代表理事及び業務執行理事の業務執行等に関する法令等遵守について

理事及び監事は、全国労働金庫協会の主催するセミナー・講演会等で研鑽を重ね、金融機関が公共的な使命を達成し、その信用を維持するために、組織内に法令等遵守の精神を徹底することがいかに重要であるかについて深く認識しています。

そのうえで、理事は、理事会の構成員として理事会に参加し、代表理事及び業務執行理事の業務執行を監督しています。また、理事同士の相互牽制機能を発揮するため、弁護士を非常勤理事に迎えるとともに、監事による理事会の監視機能の強化のため、外部金融精通者を常勤監事に選任しています。監事は、理事会へ出席し、定期的な監査により代表理事及び業務執行理事の業務執行をチェックしています。

③ 預金、融資等の業務にかかわる法令等遵守について

営業店・本部各部署の職員に対して、日常的にコンプライアンス担当者から法令等遵守の指導を行うとともに、金庫内外の会議・研修への参加及びコンプライアンスオフィサー資格取得の推進を通じて、法令等遵守意識の醸成に努めています。

また、理事長の直接的な指揮下に監査部を設置しています。この監査部が定期的に営業店・本部各部署に対して行う内部監査と、営業店・本部各部署が自ら行う自店検査の二つを柱として、相互牽制が十分はたらくように留意しながら、内部的なチェックを実施しています。

④ 反社会的勢力に対する取り組み

「反社会的勢力に対する基本方針」を公表し、業務の適切性と健全性の確保に努めています。また、労働金庫業態で反社会的勢力情報を共有し、反社会的勢力への対応手順について周知しているほか、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の専門機関と連携し、反社会的勢力との関係遮断に取り組んでいます。

⑤ マネー・ローndリング及びテロ資金供与リスク対策

当金庫は、金庫のあらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネー・ローndリング、テロ資金供与及び拡散金融に係るリスク（以下「マネロン等リスク」という。）を特定・評価し、全役職員の共通認識の下で必要な低減策を適切に実施する管理態勢を構築することにより、マネロン等リスク対策の実効性を確保し、金融システムの健全性維持に取り組んでいます。

・マネロン等リスク対策に係る態勢の整備

金庫のあらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネロン等リスク対策を、金庫全体で実施するために、金庫は、庫内横断的なリスク管理態勢の整備に取り組んでいます。

そのため理事長は、マネロン等リスク対策担当役員を任命し、この職務に必要な権限を付与しています。

・マネロン等リスクの特定・評価・低減

各部門の担当役員は、マネロン等リスク対策担当役員の指示の下、担当部署の取引・商品・業務や顧客属性に応じたマネロン等リスクを特定・評価し、当該取引・商品や顧客属性を類型化したうえで、当該リスクの低減策を策定しています。

マネロン等リスク対策担当役員は、当該類型ごとのマネロン等リスク低減のための手続きを「リスク評価書」として取りまとめています。

・顧客情報の更新

マネロン等リスクへの実効性あるリスク低減策を講じるために、顧客のマネロン等リスクに応じた頻度で、継続的に顧客情報を更新し、最新の顧客情報にもとづく顧客リスク評価を行っています。

・マネロン等リスク対策計画の策定

「リスク評価書」の適切性の検証、必要な見直しの実施、定期的な研修によるマネロン等リスク対策の理解、これらのプロセスや「リスク評価書」にもとづく適切な手続き実施状況の定期的な監査等を、毎年度の「マネロン等リスク対策計画」（AMLプログラム）として策定し実施しています。

マネロン・テロ資金供与リスク対策及び顧客の受入れに係る方針（抜粋）

● 目的

この方針は、金庫のあらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスク（以下「マネロン等リスク」という。）を特定・評価し、全役職員の共通認識の下で必要な低減策を適切に実施する管理態勢を構築することにより、マネロン等リスク対策の実効性を確保し、金融システムの健全性維持に資することを目的とする。

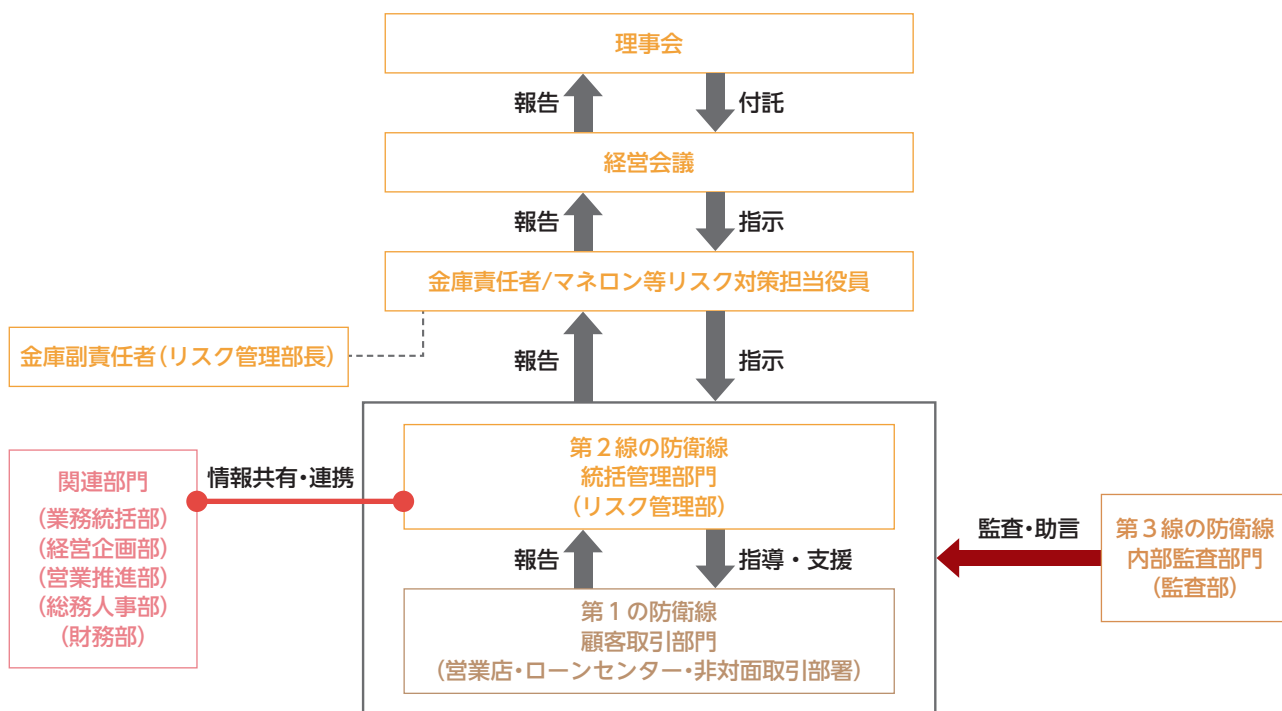
● 態勢の整備

あらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネロン等リスク対策を、金庫全体で実施するために、金庫は、庫内横断的なリスク管理態勢を整備する。そのため理事長はマネロン等リスク対策担当役員を任命し、この職務に必要な権限を付与する。

● 経営陣の認識

経営会議は、マネロン等リスク対策担当役員が取りまとめたリスク評価書のリスク低減策が、類型に対する経営資源配分の観点からも適切・十分であることを評価したうえで、これを認識する。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策体制



⚡ 苦情等への対応（金融ADR制度への対応）

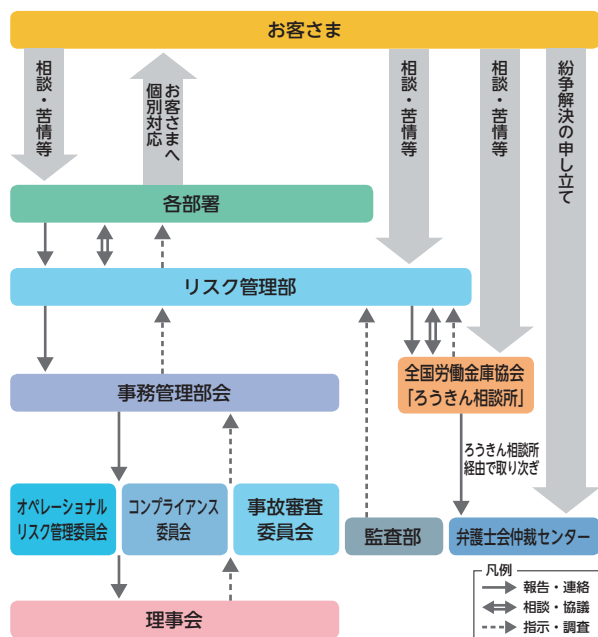
● 苦情等への対応の概要

当金庫は、当金庫の事業運営に関してお客さまよりいただく「不満足の原因」を真摯に受け止めます。

これが、当金庫の健全な発展のための重要なメッセージであることを十分認識したうえで、ご不満などの解消とその原因となった事項の改善に向けて適切に対応し、お客さまの信頼とお客さまの満足度を高めます。

1. 「苦情」に関する取り組み

当金庫は、お客さまの不満の原因の表明である「苦情」に関して、次のように取り組みます。



2. 「苦情」以外のお客さまの声に関する取り組み

当金庫は、お客さまからいただく「苦情」以外の「ご意見・ご要望」に関しても、貴重なご提案として受け止め、その内容を適切に把握したうえで、当金庫がご提供する商品やサービスの改善に活かし、お客さまにとっての価値のあるものに発展させてまいります。

3. 苦情・相談等窓口

当金庫の事業運営に関する苦情等については、本支店のほか、下記の受付窓口までお申し出ください。

北陸労働金庫 リスク管理部（コンプライアンス担当）

フリーダイヤル：0120-094-250

電話番号：076-231-2147

電話による受付時間：午前9時～午後5時

（土日・祝日及び金融機関の休日を除く）

FAX：076-231-1205

E-mail：compli@hokuriku.rokin.or.jp

郵送先：〒920-8552 石川県金沢市芳斉2-15-18

下記の（一社）全国労働金庫協会が設置・運営する「ろうきん相談所」でも、ろうきんに関するご相談・苦情等をお受けしております。公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出者のご了解を得たうえで、お取引先の労働金庫に対して迅速な解決を促します。

全国労働金庫協会「ろうきん相談所」

フリーダイヤル：0120-177-288

電話による受付時間：午前9時～午後5時

（土日・祝日及び金融機関の休日を除く）

E-mail：soudansyo@ho.rokinbank.or.jp

郵送先：〒101-0047 東京都千代田区内神田1-13-4

● 紛争解決措置の概要

1. 紛争解決のための機関への取り次ぎ

労働金庫では、紛争解決のための機関を右表のとおり弁護士会が設置する仲裁センター等としています。必要場合は仲裁センターへの取り次ぎも可能ですので、上記の全国労働金庫協会「ろうきん相談所」へお申し出ください。

また、お客さまが直接弁護士会へ申し出ることも可能です。

なお、右表の仲裁センター等は東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京都以外の地域の方々からの申し立てについて、当事者のご希望を伺ったうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める次の方法も用意しています。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているわけではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

2. 紛争解決機関

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区 霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区 霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区 霞ヶ関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 日 時 間	月～金 (祝日、年末年始除く) 9:30～12:00 13:00～16:00	月～金 (祝日、年末年始除く) 10:00～12:00 13:00～16:00	月～金 (祝日、年末年始除く) 9:30～12:00 13:00～17:00

※苦情等に関する詳細は、当金庫ホームページにて掲示しています。
<https://hokuriku.rokin.or.jp>

顧客保護等管理態勢

● 顧客保護及び顧客の利便性向上への取り組み

当金庫は、お客さまの資産、情報及びその他の利益を保護するため、お客さまとの取引に際しての説明、お客さまからの相談又は苦情等への対処、利益相反の管理については、関係諸法令等を遵守し、適切に行っています。また、お客さまに関する情報についても法令に従い適切に取得・管理しています。

● 管理態勢

お客さま保護・利便性の向上にむけた「顧客保護等管理方針」及びお客さまの金融に関する正当な利益の確保にむけた「利益相反管理方針」を定めています。これら管理方針に則り管理規程等を制定し、管理責任者（役員）及び管理部署の配置、研修の実施、監査部による実効性の検証を行うなど態勢の整備に努めています。

顧客保護等管理方針

北陸労働金庫は、法令等を厳正に遵守し、お客様の資産・情報およびその他の利益の保護や利便性の向上のために継続的な取り組みを行います。

1. お客様との取引に際しましては、法令等に従ってお客様への説明を要するすべての取引や商品について、説明および情報提供を適切かつ十分に行います。
 2. お客様からのご相談または苦情等につきましては、お客様のご理解と信頼を得られるように、各営業店窓口等において適切かつ十分に取り扱いします。
 3. お客様に関する情報につきましては、法令等に従って適切かつ公正な手段によって取得し、お客様情報の紛失・漏えい・不正アクセスなどを防止し、安全に管理するため、必要かつ適切な措置を実施します。
 4. お客様との取引に関連して、当金庫の業務を外部委託する際には、事務管理、お客様情報の管理、お客様への適切な対応が行われるよう外部委託先の管理を適切に行います。
 5. お客様と当金庫の間で利益が相反する取引を特定するとともに、該当の利益相反取引のおそれがある場合、取引条件または方法を変更する、取引を中止するなど、利益相反管理を適切に行います。
- ◇本方針において「お客様」とは、「当金庫の会員・利用者・契約者および会員・利用者・契約者となろうとする方」を意味します。
- ◇お客様保護の必要性のある業務は、預金・貸出・為替取引、国債・投資信託・保険商品等の販売及び募集等のサービス等のすべての取引に関する業務です。

※本方針は、当金庫ホームページにて掲示しています。（<https://hokuriku.rokin.or.jp>）

利益相反管理方針の概要

当金庫は、すべてのお客様が平等に利益・サービス享受でき、お客様の不利益のもとに、当金庫が利益を得ることがないよう、また、お客様に対する利益よりも優先して他のお客様の利益を図ることがないよう、法令、規程等を遵守し、誠実で公正な事業遂行を通じて、当金庫の商品・サービスの最良な提供を実現することをもって、お客様の金融に関する正当な利益の確保に取り組んでいます。

当金庫は、将来にわたってお客様から信頼され必要とされる金融機関であり続けるため、お客様の保護に継続的に取り組むものとし、利益相反管理方針を定め広く公表しております。

利益相反管理方針の骨格

1. 利益相反の管理
2. 利益相反管理の対象取引と特定方法
3. 利益相反取引の類型
4. 利益相反管理体制
5. 利益相反管理の対象範囲

※本方針の詳細は、当金庫ホームページにて掲示しています。（<https://hokuriku.rokin.or.jp>）

個人情報保護の取り組み

当金庫は、高度情報通信社会における個人情報保護の重要性を認識し、下記の方針に基づきお客さまの個人情報の保護に努めています。また、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）保護の重要性を認識し、その適正な取り扱いに組織として取り組むため、下記の方針に基づきお客さまの特定個人情報等の保護に努めています。

プライバシーポリシー（個人情報保護方針）

1 当金庫の名称・住所・代表者の氏名

北陸労働金庫
〒920-8552 石川県金沢市芳斉2丁目15番18号
理事長 西田 満明

2 個人情報の取得について

当金庫は、お客さまのお取引やサービスを提供するため、適法かつ公正な手段によって、お客さまの個人情報をお預かりいたします。

3 個人情報の利用について

- (1) 当金庫は、お客さまの個人情報を、公表している利用目的あるいは取得の際にお示した利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。
- (2) 当金庫は、お客さまが所属する労働組合等（会員団体）との間で締結した覚書に基づき、お客さまの個人情報を共同利用させていただいております。
- (3) 当金庫は、お客さまの個人情報の取り扱いを外部に委託することがあります。委託する場合には、当該委託先について厳正な調査を行ったうえ、お客さまの個人情報が安全に管理されるよう適切な監督を行います。
- (4) 当金庫は、お預かりした個人情報を、法令等で定める場合を除き、お客さまの同意がない第三者への提供・開示はいたしません。

4 個人情報の管理について

当金庫は、お客さまの個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏えい・不正アクセスなどを防止するため、適切な安全管理措置を実施いたします。実施する安全管理措置には、次に掲げる事項が含まれます。

〈個人データの取り扱いに係る規律の整備〉

個人データの取得、利用、提供、削除、廃棄等の段階ごとに、個人情報取扱方法や担当者およびその任務等について規定を策定しています。

〈組織的安全管理措置〉

個人データの取り扱いに関する事務取扱責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う従業員および当該従業員が取り扱う個人データの範囲を明確にし、個人情報保護法や個人情報取扱規程に違反している事業または兆候を把握した場合の事務取扱責任者への報告連絡体制を整備しています。

個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、他部署や外部の者による監査を実施しています。

〈人的安全管理措置〉

個人データの取り扱いに関する留意事項について、従業員は定期的

な研修を実施しています。

個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載しています。

〈物理的安全管理措置〉

個人データを取り扱う区域において、従業員の入退室管理および持ち込み機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。

個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。

〈技術的安全管理措置〉

アクセス制御を実施して、担当者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。

個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

5 個人情報の開示・訂正・利用停止等について

お客さまが、ご自身の個人情報について、内容の開示・訂正・利用停止等を求められる場合は、当金庫問い合わせ窓口（下記に記載の問い合わせ先）までご連絡ください。

6 個人情報保護の維持・改善について

当金庫は、顧客情報管理責任者を置き、お客さまの個人情報が適正に取り扱われるよう、職員への教育を徹底し、適正な取り扱いが行われるように点検すると同時に、個人情報保護の取り組みを適宜見直し改善いたします。

7 個人情報等の法令等の遵守について

当金庫は、個人情報保護法などの法令等を遵守して、お客さまの個人情報を取り扱いいたします。

8 お問い合わせ先

《当金庫本支店窓口》
《リスク管理部コンプライアンス担当》
フリーダイヤル 0120-094-250
Tel 076-231-2147
電話による受付時間：午前9時～午後5時
（土日・祝日及び金融機関の休日を除く）
Fax 076-231-1205
E-mail : compli@hokuriku.rokin.or.jp

特定個人情報等の適正な取り扱いに関する基本方針

1 事業者の名称・住所・代表者の氏名

北陸労働金庫
〒920-8552 石川県金沢市芳斉2丁目15番18号
理事長 西田 満明

2 関係法令、ガイドライン等の遵守

当金庫は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」、「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン（事業者編）」および「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン」等を遵守して、特定個人情報等の適正な取り扱いを行います。

3 安全管理措置に関する事項

当金庫は、お客さまの特定個人情報等について、漏えい、滅失またはき損の防止等、その管理のために必要かつ適切な安全管理措置を講じます。

また、特定個人情報等を取り扱う従業員や委託先（再委託先等を含みます）に対して、必要かつ適切な監督を行います。

4 質問および苦情処理の窓口

《リスク管理部コンプライアンス担当》
フリーダイヤル 0120-094-250
電話による受付時間：午前9時～午後5時
（土日・祝日及び金融機関の休日を除く）
Fax 076-231-1205
E-mail : compli@hokuriku.rokin.or.jp

☐ 保険募集への対応

当金庫では、損害保険募集業務及び生命保険募集業務を行っています。保険募集に際しては、お客さまに商品内容を正しくご理解いただけるよう、適正な販売・勧誘活動に努めています。

保険募集指針（抜粋）

- 保険募集に際して、各種法令等を遵守し、適正な販売等に努めます。
- 商品に関するお客さまの知識、経験、購入目的、資力状況等を総合的に勘案し、お客さまのご意向と実情に応じた保険募集に努めます。
- お客さまへの商品説明等については、販売・勧誘形態に応じて、お客さま本位の方法等の創意工夫に努めます。
- お客さまのご意見等の収集に努め、また、ご契約締結後もお客さまの満足度を高めるよう努めます。

※本方針は、当金庫ホームページにて掲示しています。
(<https://hokuriku.rokin.or.jp>)

☐ 共済募集への対応

当金庫では、こくみん共済coop〈全労済〉（全国労働者共済生活協同組合連合会）の代理店として、「ろうきんローン専用住まい共済」及び「住まい共済」の代理募集業務を行っています。共済募集に際しては、お客さまに商品内容を正しくご理解いただけるよう、適正な販売・勧誘活動に努めています。

共済募集指針（抜粋）

- 共済募集に際して、各種法令等を遵守し、適正な販売等に努めます。
- 当金庫は、こくみん共済coopの募集代理店として、こくみん共済coop会員生協の組合員の皆さまの共済契約締結の媒介を行います。
- 商品に関するお客さまの知識、経験、購入目的、資力状況等を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に応じた共済募集に努めます。
- お客さまへの商品説明等については、募集・勧誘形態に応じて、お客さま本位の方法等の創意工夫に努めます。
- お客さまのご意見等の収集に努め、また、ご契約締結後もお客さまの満足度を高めるよう努めます。

※本方針は、当金庫ホームページにて掲示しています。
(<https://hokuriku.rokin.or.jp>)

☐ 金融商品に関する勧誘方針

当金庫は、次の4項目を遵守し、お客さまに対して金融商品の適正な勧誘を行っています。

- ① お客さまのご意向と実情に沿った、適切な金融商品をおすすめします。
- ② お客さまご自身の判断でお取り引きいただくため、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分に理解していただけるよう、説明に心がけます。
- ③ お客さまにとってご迷惑な時間帯や不都合な場所などで勧誘を行いません。
- ④ 本勧誘方針を役職員一同に徹底し、金融商品の販売、契約に関する法令などの遵守に努めます。

☐ 金融犯罪被害防止に向けた取り組み

● 特殊詐欺等への被害防止に向けた取り組み

特殊詐欺等の被害を未然に防止するため、お客さまへ「あなたのご預金を守るアンケート」や「ご協力をお願い」を使用して特殊詐欺の状況や手口について説明を実施し、被害防止に取り組んでいます。

高齢者を対象とした特殊詐欺防止の取り組みとして、一定条件のもとでのATMからのキャッシュカード支払制限及び振込制限を行っています。

また、店内の出入口、記帳台、カウンター、応接室、ATMコーナーなどへ注意喚起のステッカー・ポスターを掲示し、ATM操作画面でも注意を促しています。

● 偽造・盗難キャッシュカードによる不正な払戻しへの対応について

偽造・盗難キャッシュカードによる不正な払戻しによる被害の未然防止のため、「セキュリティが高いICカードの導入」、「不審取引検知システムによる不正取引のモニタリングの実施」、「類推されやすい暗証番号によるキャッシュカード発行のシステム規制」などを実施し、被害の未然防止に取り組んでいます。

● インターネットバンキングにおけるセキュリティ向上の取り組み

ソフトウェアキーボード

画面上に表示されたキーボードをマウス等でクリックし、ログインパスワードを入力することで、キーボード入力情報を盗み取るスパイウェア（キーロガー）からパスワードを守ることができます。

ワンタイムパスワード

ワンタイムパスワードとは、1分ごとに変化する使い捨てパスワードで、スマートフォンにワンタイムパスワードアプリをインストールしてご利用いただけます。

「ろうきんダイレクト」でお取引を行う際、「ワンタイムパスワード」による本人認証を行うことで、パスワードの盗難・詐取等による犯罪被害を防止できる有効な対策となります。

追加認証

お客さまが普段「ろうきんダイレクト」を利用する状況を分析し、普段と異なる利用状況により、不正使用の可能性が高いと判断した場合、お客さまご本人の利用であることを確認するため、「合言葉（事前にご登録いただいた質問に対する回答）」による追加認証を行います。

セキュリティソフト（saat netizen）（無料）

「スパイウェア」や「フィッシング詐欺」等のインターネット犯罪への対策としてネットムーブ社のセキュリティソフト（saat netizen）をご利用いただけます。ろうきんホームページを通じてこのソフトをインストールすると、お客さまがろうきんホームページを開いている間は、パソコンのキーボード入力情報の暗号化、ウイルスや不正アクセスの侵入防止及び駆除等を行います。

❏ お客様本位の業務運営に関する取り組み方針

当金庫は、2017年11月1日に『お客様本位の業務運営に関する取り組み方針』を策定いたしました。本方針のもと、当金庫はお客様の信頼に応えるため具体的な取り組みを実践しています。

取 り 組 み 方 針

① 『お客様本位の業務運営に関する取り組み方針』の策定・公表

- 〈北陸ろうきん〉（以下、当金庫）はお客様本位の業務運営の強化に向けて、金融庁が2017年3月に公表し、2021年1月・2024年9月に改定した「顧客本位の業務運営に関する原則」をすべて採択し、「お客様本位の業務運営に関する取り組み方針」（以下、本方針）を策定します。
- 本方針および本方針に係る取り組み状況は、ディスクロージャー誌、ホームページに掲載し公表します。
- 本方針に掲げる取り組み状況は、定期的に見直し、必要に応じて本方針を改定します。
- * 当金庫は、本方針に関する取り組み状況を確認するための成果指標(KPI)として、投資信託ラインアップやファイナンシャル・プランナー(FP)等の資格取得状況、お客様への情報提供の状況等を定期的にホームページに掲載し、公表します。

② お客様の生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた取り組み

- 当金庫は、「ろうきんの理念」のもと、全ての事業活動において、法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を尊重するとともに、お客様の生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた、誠実、丁寧かつ公正な業務運営を行います。
- お客様が最善の利益を得られるよう、お客様一人ひとりのライフプランとニーズを踏まえた最適なアドバイスと、質の高い金融サービスを提供する取り組みを行います。

③ 利益相反を適切に管理する取り組み

- 当金庫は、お客様の利益が不当に害されることがないよう、利益相反のおそれがある取引を特定し管理するための「利益相反管理方針」を定めています。当該方針に基づき、利益相反について統括する部署を設置し一元的に対応する体制を整備するなど、お客様の保護と正当な利益確保に努めるために適切な管理を行います。
- 投資信託等の一定のリスクを伴う商品の販売にあたっては、お客様にとって最善の利益となる観点を重視した対応を行っています。ろうきん業態の投資信託の販売商品をラインアップするにあたっては、業態の中央機関である労金連合会において、販売する商品の基本的な利益（リターン）、損失その他のリスク、取引条件、選定理由、手数料水準等が適切なものであることを確認しています。そのうえで当金庫において、販売する商品を、お客様の最善利益追求の観点で選定しています。

④ 手数料等に係る情報提供の取り組み

- 当金庫は、お客様にご負担いただく手数料等について、商品・サービスごとにわかりやすい表示を行います。
- 投資信託に係る手数料については、ホームページにファンド一覧を掲載し、簡単に比較できるよう一覧表にするなど、お客様にわかりやすい開示を行います。

⑤ お客様の立場に立ったわかりやすい情報提供の取り組み

- 当金庫は、お客様の金融商品の取引経験や金融知識を把握のうえ、販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて重要な情報が理解できるよう記載した「重要情報シート」等の資料を用いて、その複雑さやリスクに見合った、わかりやすく丁寧な情報提供を行います。
 - ろうきん業態として、確定拠出年金（DC）について、企業型DC加入者向けの「ろうきんの企業年金に係る役割発揮宣言」サイトや、個人型DCについての「ろうきんiDeCo」スペシャルサイトにおいて、投資の考え方や商品の選択、金融商品のリスクとリターンについてなど詳しく説明しています。
 - 当金庫が取り扱う投資信託において、パッケージ商品に該当するファンドオブファンズ（注）形式の商品があります。当商品については個別のファンドごとの購入には対応しておりません。ホームページ等のファンド情報、フリーダイヤル、店頭窓口等で当該商品のメリット、リスク、手数料等についてご案内しています。
- （注）ファンドオブファンズとは、「投資信託に投資する投資信託」で、複数の投資信託（ファンド）を適切に組み合わせ、一つの投資信託（ファンド）にまとめたものをいいます。

⑥ お客様一人ひとりに合った最適なサービス提供の取り組み

- 当金庫は、お客様一人ひとりの健全な生活設計の支援に向け、中長期的な視点での資産形成に向けたアドバイスや、子育てや教育、マイホームなどライフステージにおけるあらゆる資金ニーズに良質な商品で応えていきます。また、多様化するお客様の金融ニーズに的確に応えるべく、既存商品・サービスの見直しや、商品開発を行います。
- 当金庫は、お客様一人ひとりの資産状況や、金融商品の取引経験、商品知識や取引目的、ニーズ等を把握のうえ、お客様に最適な商品・サービスを提供します。また、投資信託の販売にあたっては、お客様の投資目的、投資経験、資産状況等を確認させていただいたうえで、類似の商品がある場合にはその商品との比較も含め、お客様一人ひとりに合った、的確な説明・提案を誠実にを行います。
- 当金庫は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、お客さまの属性や反応（個人情報を除く）を金融商品の組成に携わる金融事業者に情報提供し、製販全体としてお客様の最善の利益の実現のため、取扱商品の充実と品質の維持に努めます。
- 当金庫は選定する金融商品において、金融商品の組成に携わる金融事業者に於けるプロダクトガバナンスの実効性を確保するため、商品組成に関する取組みを検証し、多様化するお客さまの金融ニーズに的確に応えるべく、既存商品・サービスの見直しや、商品選定を行います。
- 当金庫は、金融商品の販売後において、お客様の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行います。
- 当金庫は、お客様への適正な金融商品の勧誘を行うための「金融商品に関する勧誘方針」、共済・保険商品の適正な募集をするための「共済募集方針」「保険募集方針」等を定めています。これらの方針や指針は、ディスクロージャー誌、ホームページに掲載し、公表しています。

⑦ 「ろうきんの理念」の職員への定着と実践に向けた取り組み

- 〈ろうきん〉は、「ろうきんの理念」を掲げ、常にお客様である勤労者の生活向上への貢献を第一に考えた運営を行っています。その職員への定着と実践に向け、業態の中央機関である全国労働金庫協会において、職員研修「理念研修」を開催し、全国のろうきん職員が参加しているほか、当金庫においても、〈ろうきん〉ならではの存在意義と役割発揮に係る研修等を能力開発体系の中で実施しています。
- 当金庫は、本方針の内容について職員に周知するとともに業務を支援・検証するための体制を整備しています。

（2025年7月1日改定）

「お客様本位の業務運営に関する取り組み方針」に係る成果指標（KPI）

〈北陸ろうきん〉の投資信託ラインアップの状況

(2025年3月末時点)

種別	投資対象地域	投資対象資産	商品数（構成比%）		うち購入時手数料なし	うち ESG商品
株式投資信託	国内	債券	2	2.9%	2	0
		株式	10	14.3%	3	3
		REIT	3	4.3%	1	0
		バランス	1	1.4%	0	0
	海外	債券	7	10.0%	3	0
		株式	9	12.9%	6	0
		REIT	5	7.1%	2	0
		バランス	1	1.4%	0	0
	内外	債券	5	7.1%	0	0
		株式	7	10.0%	1	1
		REIT	0	0.0%	0	0
		バランス	20	28.6%	6	1
合計			70	100.0%	24	5

お客さまの立場に立ったサービス提供の取り組み状況

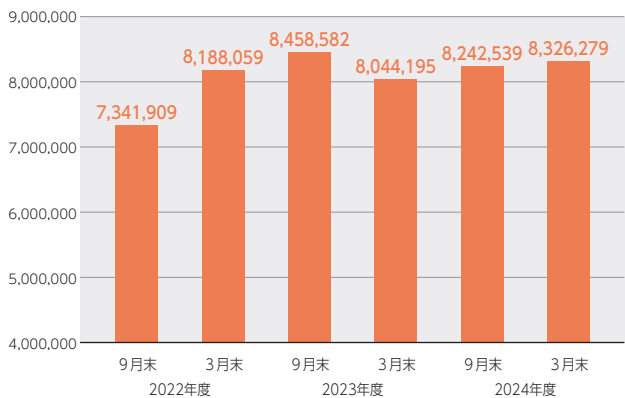
(1) 投資信託 販売上位10銘柄

(2025年3月末時点)

順位	銘柄名	カテゴリ	決算頻度	販売区分	販売シェア	購入時手数料(税込)	信託報酬(年率・税込)	信託財産留保額
1	たわらノーロードS & P 500	海外株式	年1回	ネット	23.51%	0.00%	0.09372%	なし
2	たわらノーロード日経225	国内株式	年1回	ネット	11.54%	0.00%	0.14300%	なし
3	たわらノーロード先進国株式	海外株式	年1回	ネット	11.11%	0.00%	0.09889%	なし
4	たわらノーロード全世界株式	内外株式	年1回	ネット	9.39%	0.00%	0.10989%	なし
5	インデックスファンドNASDAQ100（アメリカ株式）	海外株式	年1回	ネット・店頭	8.20%	2.20%	0.48400%	なし
6	のむらっぴ・ファンド（普通型）	内外バランス	年1回	ネット・店頭	4.83%	1.10%	1.35300%	0.3%
7	のむらっぴ・ファンド（積極型）	内外バランス	年1回	ネット・店頭	3.42%	1.10%	1.51800%	0.3%
8	eMAXIS NYダウインデックス	海外株式	年1回	ネット	3.37%	0.00%	0.06600%	なし
9	グローバル・ヘルスケア&バイオ・ファンド（愛称：健次）	内外株式	年2回	ネット・店頭	3.34%	2.75%	2.42000%	0.3%
10	つみたて8資産均等バランス	内外バランス	年1回	ネット	2.92%	0.00%	0.24200%	なし

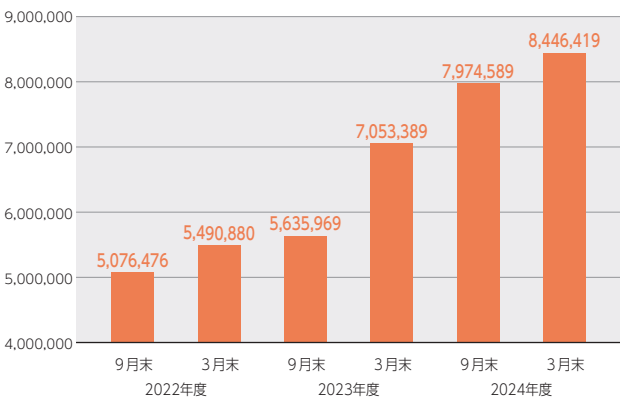
(2) 投資信託口数

(単位:千口)



(3) 投資信託残高

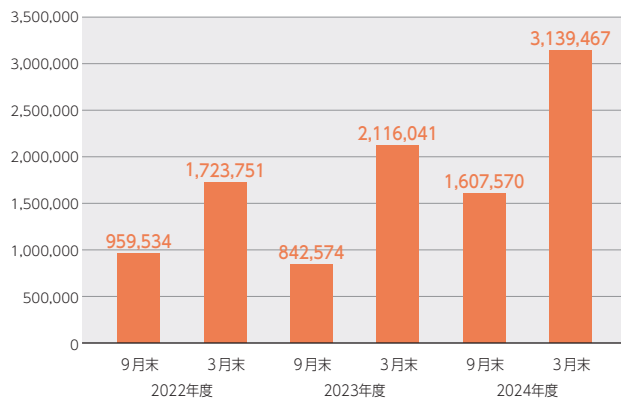
(単位:千円)



北陸ろうきんを安心してご利用いただくために

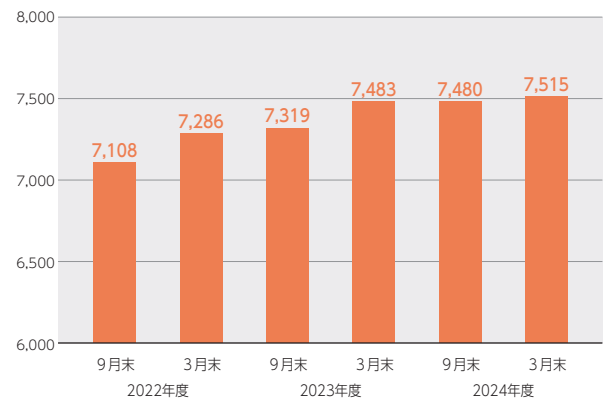
(4) 投資信託販売実績

(単位:千円)



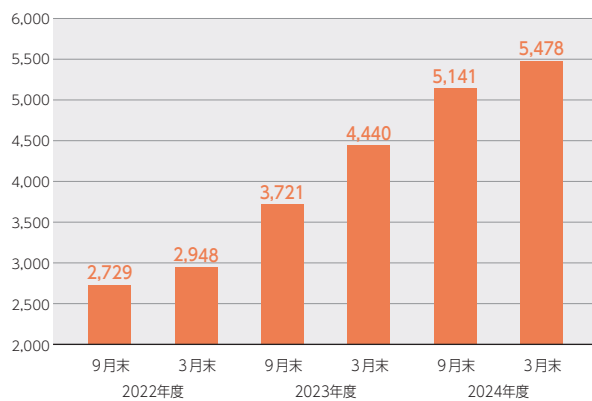
(5) iDeCoご契約状況

(単位:件)



(6) NISAご契約状況

(単位:件)



(7) 投資信託預り残高上位20銘柄の「コスト・リターン」「リスク・リターン」

当金庫にて取り扱いしている、投資信託預り残高上位20銘柄のコスト・リスク・リターンを年率換算し、銘柄ごとのリスクとリターンの関係を示した指標です。

- コストとは、投資を始める際にかかる費用のことです。購入時にかかる販売手数料や保有中にかかる信託報酬などがあります。
- リターンとは、投資を行うことで得られる収益のことです。
- リスクとは、リターン（収益）の振れ幅のことです。

投資信託預り残高上位20銘柄の一覧

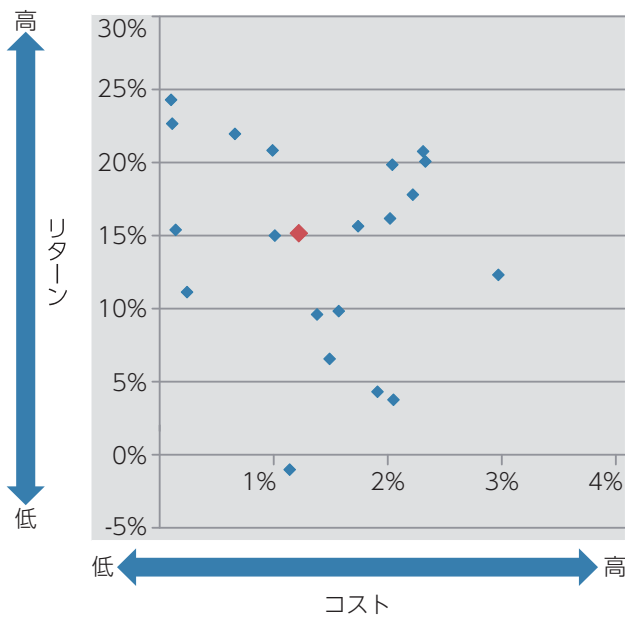
(2025年3月末時点)

No	銘柄名	コスト	リスク	リターン
1	たわらノーロード先進国株式	0.10	15.27	24.29
2	財産3分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型	1.49	7.71	6.56
3	たわらノーロード日経225	0.14	15.63	15.39
4	ダイワ・US-REIT・オープン（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジなし）	2.22	16.77	17.80
5	グローバル・ヘルスケア&バイオ・ファンド（愛称：健次）	2.97	14.21	12.31
6	世界の財産3分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型	1.38	8.39	9.60
7	たわらノーロード全世界株式	0.11	14.20	22.66
8	のむらップ・ファンド（普通型）	1.57	8.43	9.83
9	インデックスファンド225	1.01	15.62	15.00
10	eMAXIS NYダウインデックス	0.66	15.28	21.96
11	ニッセイSDGsグローバルセレクトファンド（資産成長型・為替ヘッジなし）	2.02	17.45	16.17
12	つみたて8資産均等バランス	0.24	8.10	11.13
13	のむらップ・ファンド（積極型）	1.74	11.61	15.64
14	東京海上・円資産バランスファンド（年1回決算型）（愛称：円奏会（年1回決算型））	1.14	2.77	-1.02
15	米国株式配当貴族（年4回決算型）	0.99	14.62	20.83
16	ダイワ好配当日本株投信（愛称：季節点描）	2.04	11.64	19.85
17	ニッセイ健康応援ファンド	2.05	12.97	3.76
18	グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド（為替ヘッジなし）（愛称：未来の世界）	2.31	20.69	20.76
19	グローバル・バリュー・オープン	2.33	13.06	20.07
20	ファイン・ブレンド（毎月分配型）	1.91	5.09	4.31

設定後5年以上経過している投資信託※の残高上位20銘柄を対象とします。

※DC専用投信、ファンドラップ専用投信、ETF、上場REIT、公社債投信、私募投信、外貨建て投信は除きます。

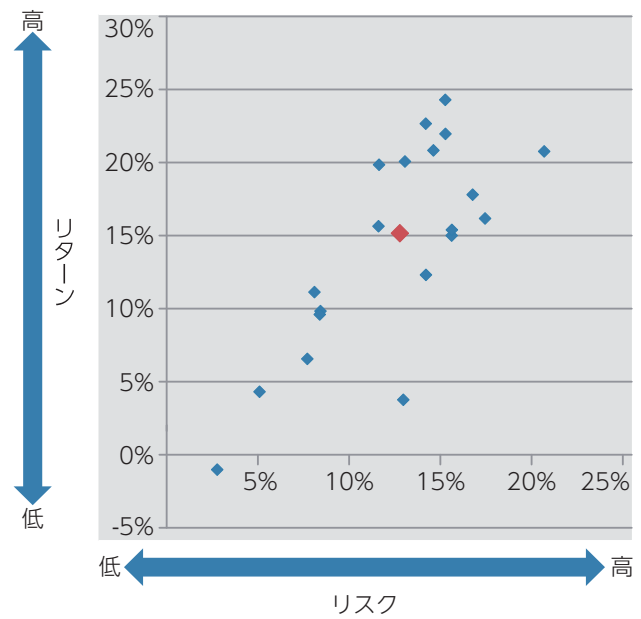
投資信託預り残高上位20銘柄のコスト・リターン



残高加重平均値	コスト	リターン
	1.22	15.16

コスト	全体	販売手数料率の1 / 5 + 信託報酬率
	販売手数料率	取り扱い時の最低販売金額での料率
	信託報酬率	実質的な信託報酬率の上限
リターン		過去5年間のトータルリターン（年率換算）

投資信託預り残高上位20銘柄のリスク・リターン



残高加重平均値	リスク	リターン
	12.78	15.16

リスク	過去5年間の月次リターンの標準偏差（年率換算）
リターン	過去5年間のトータルリターン（年率換算）

リスク・リターン出所：株式会社NTTデータ・エービック
Copyright (C) 2025, NTT DATA ABIC Co., Ltd. All right reserved.

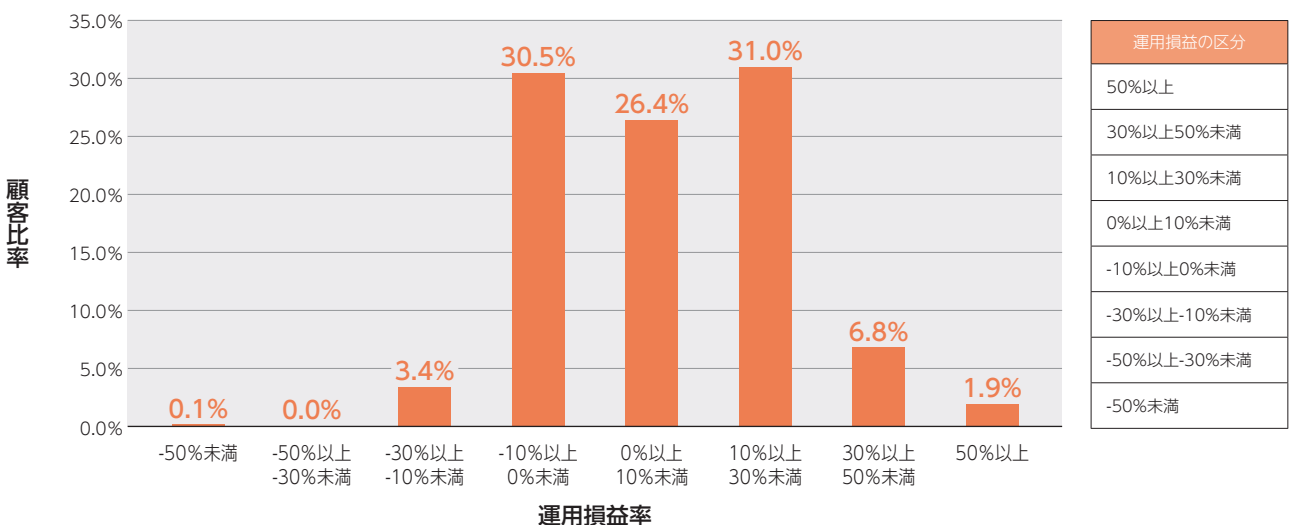
ポイントを「コスト」「リスク」「リターン」に特定し、かかる「コスト」や「リスク」に対して、どれだけの「リターン」があるのかが分かって一瞥となっています。投資の世界でのリスクとは「収益（リターン）のばらつき」のことを意味します。この収益（リターン）の「ばらつき」は、一般的に標準偏差（リスク）で表されます。仮にリターンが5%でリスクが10%ならば、そのリターンは+15%から-5%の間を変動する可能性があるという意味だと定義されます。つまりリスクは危険だけではなく、儲かってもリスクということになります。標準偏差の値が小さいほど、各期間のリターンが安定的に平均リターンに近く推移したことになります。

(8) 運用損益別顧客比率

投資信託を保有しているお客さまについて、基準日時点の保有投資信託に係る購入時以降の累積の運用損益を算出し、運用損益別に顧客比率を算出した指標となります。当金庫において投資信託を保有しているお客さまにおいて、どの程度の損益が生じているかをご覧いただけます。

相場の影響もあり、プラスリターン（運用損益がプラス）のお客さまが66.0%、マイナスリターン（運用損益がマイナス）のお客さまが34.0%となっています。

投資信託の運用損益別顧客比率



*対象顧客全体を100%とした、それぞれの運用損益に該当する顧客数比率の棒グラフです。

*基準日は2025年3月末です。

■ 職員のお客さま本位の意識定着と実践に向けた取り組み状況

(2025年3月末時点)

(1) F P、D C資格取得者数・取得率

資格名	取得者数	資格保有率
ファイナンシャル・プランナー（1級・2級・3級）	354名	72.69%
DCプランナー（1級・2級・3級）、個人型DC（iDeCo）プランナー	61名	12.53%

(2) 職員研修「ろうきん理念」「お客様本位の業務運営に関する取り組み方針」

研修名	参加者数
職場内研修	489名
階層別集合研修	50名
労金協会主催研修	17名

■ お客さまへの分かりやすい情報提供の取り組み状況（2022～2024年度）

ライフプラン等のセミナーの開催状況

(単位 開催数：回 参加者数：名)

セミナー	2024年度		2023年度		2022年度	
	開催数	参加者数	開催数	参加者数	開催数	参加者数
消費者セミナー	24	585	16	596	37	945
ライフプランセミナー	62	1,784	23	650	26	623
年金セミナー	12	137	32	420	50	633
資産運用セミナー	129	2,897	101	2,417	70	1,260
多重債務防止セミナー	21	462	11	309	14	279
合計	248	5,865	183	4,392	197	3,740

■ 良質なサービスの提供

- ①『お客様本位の業務運営に関する取り組み方針』に基づいた取り組みを行っています。
- ②お客さまへ投資信託の商品をより分かりやすくご案内するため、『重要情報シート』や『ラインアップパンフレット』を活用した提案活動を行っています。
- ③お客さまへの適切なサービスとわかりやすい情報をご提供できるよう、職員教育に取り組んでいます。